

オリックス自動車
サプライヤー行動指針

はじめに

オリックス自動車（以下「当社」といいます。）は、「オリックス自動車 調達基本方針」（以下「基本方針」といいます。）に基づき、調達活動を推進しております。

「オリックス自動車 サプライヤー行動指針」（以下「本指針」といいます。）は、基本方針の考え方を具現化したものとなります。サプライヤー（契約形態の如何にかかわらず、当社に商品又はサービスを提供する全ての事業者を指します。）の皆さまにおかれましては、本指針を尊重、遵守いただくとともに、当社の調達活動にご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

本指針においてサプライヤーの皆さまに尊重、遵守をお願いしたい事項は、以下の3つの水準に区分し定めております。

“義務”：「～なりません」は確実な遵守が求められる項目です。

“推奨”：「～望まれます」は積極的に取り組んでいただきたい項目です。

“期待”：「～期待されます」はご協力いただきたい項目です。

なお、本指針でいう労働者とは、サプライヤーの皆さまの全ての従業員（雇用形態、就労形態等の如何を問いません。）を指します。

1. 法令順守・倫理

1.1 法令遵守

- ◆ 事業活動に対して適用されるあらゆる法令を遵守しなければなりません。
- ◆ 法令遵守に留まらず、社会的規範を尊重することが望まれます。

1.2 腐敗防止

- ◆ 直接的か間接的かを問わず、また公務員に対するものであるかを問わず、あらゆる形態の腐敗行為を行ってはなりません。
- ◆ 不正な利益又は優遇措置等を得るために、接待、贈答、金銭の授受等を行い、又は不適切な約束、申し出若しくは許可その他類似する行為を行ってはなりません。
- ◆ 不正な利益を得るために、恐喝、横領その他の犯罪行為を行ってはなりません。
- ◆ 簿外取引、架空取引その他虚偽の取引又はそれらと誤解される取引を行ってはなりません。

1.3 反社会的勢力との関係遮断

- ◆ 市民社会の安全や秩序に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、自らのサプライチェーンとの間において一切の関係を遮断しなければなりません。

1.4 公正な事業活動

- ◆ 私的独占、不当な取引制限（談合、カルテル等を含みますがこれに限りません。）、優越的地位の濫用等、公正な競争、取引について適用される関連法令に違反する一切の行為を行ってはなりません。

1.5 知的財産権の保護

- ◆ 知的財産権の保護について適用される関連法令を遵守しなければなりません。

1.6 秘密情報の保護

- ◆ 当社から開示を受けた秘密情報（以下「秘密情報」といいます。）を、開示の目的に反して利用し、又は当社の承諾を得ずに第三者に開示してはなりません。
- ◆ 秘密情報の漏洩、不正利用を防止するため、秘密情報を適切に保護、管理しなければなりません。
- ◆ 秘密情報の漏洩、不正利用等が発生した場合、又はそのおそれを認識した場合、速やかに当社に連絡しなければなりません。

1.7 個人情報の保護

- ◆ 個人情報の保護について適用される関連法令及び当社が契約等に基づき定める基準を遵守し、取引先、顧客、労働者等全ての個人情報を適切に管理しなければなりません。

2. 人権・労働

2.1 差別・ハラスメントの禁止、多様性の尊重

- ◆ あらゆる形態の差別行為若しくはハラスメントを労働者、その他事業活動において関連する当事者に対して行ってはなりません。
- ◆ 労働者の多様な個性や価値観を尊重し、各個人の能力を最大限に発揮できる環境を整備することが期待されます。

2.2 強制労働の禁止

- ◆ 労働者の意思に反するいかなる形態の強制労働もさせてはなりません。

2.3 児童労働の禁止

- ◆ 児童労働について適用される関連法令において定められた最低就業年齢に満たない児童に労働させてはなりません。
- ◆ 児童労働について適用される関連法令を遵守し、当該法令において禁止されている場合、18歳未満の労働者を危険または有害な業務に従事させてはなりません。

2.4 適切な労働時間管理

- ◆ 労働時間、休日、休暇等について適用される関連法令を遵守し、当該法令で定められた限度を超えて労働させてはなりません。
- ◆ 労働者の労働時間、休日、休暇を適切に管理することが望まれます。

2.5 適切な賃金等

- ◆ 労働者に支払われる賃金等（最低賃金、割増賃金、法令で義務付けられた手当等を含みますがこれに限りません。）及び労働者の社会保障について適用される関連法令を遵守しなければなりません。

2.6 労働者の権利の尊重

- ◆ 結社の自由、団体交渉権等労働者の権利を尊重し、労働者の権利について適用される関連法令を遵守しなければなりません。

2.7 人権規範の尊重

- ◆ 国際条約等に定められた人権規範を支持し、人権尊重の取組を進めることが期待されます。

3. 労働環境・安全衛生

3.1 安全な労働環境

- ◆ 安全な労働環境の整備について適用される関連法令を遵守しなければなりません。
- ◆ 労働環境における安全上のリスク（化学物質、電気及びその他のエネルギー源、火災、車両、落下物等による事故などを含みますがこれに限りません。）を特定、評価し、適切な手段により安全を確保することが望まれます。
- ◆ 安全上のリスクが高い業務に従事する労働者に対して、安全を確保するために必要な个人防护具等の資材を提供することが望まれます。

3.2 労働者の健康管理

- ◆ 労働者の健康管理について適用される関連法令を遵守しなければなりません。
- ◆ 全ての労働者に対して適切且つ必要な健康管理を行うことが望まれます。
- ◆ 重量物の持ち上げ又は反復的な持ち上げ、長時間の立ち作業など、労働者の身体に負荷のかかる作業を特定、評価し、労働災害・労働疾病の原因とならないよう適切に管理することが望まれます。

3.3 労働者への情報提供と教育

- ◆ 労働者が被る可能性のある安全上のリスクについて、そのリスクの内容及び安全対策に関する情報を提供し、必要な教育、訓練を実施することが期待されます。

3.4 労働災害・労働疾病

- ◆ 労働災害及び疾病について適用される関連法令を遵守しなければなりません。
- ◆ 労働災害及び疾病を防止、管理及び報告するために、必要な手順及び仕組みを整備することが望まれます。

3.5 設備・機材等の安全対策

- ◆ 労働者が業務上使用する設備及び機材等の安全上のリスクを特定、評価し、労働者が怪我をする危険がある場合、適切な安全対策を講じることが望まれます。

3.6 施設の安全衛生

- ◆ 施設の安全衛生について適用される関連法令を遵守しなければなりません。
- ◆ 労働者に対して清潔且つ安全な休憩所、トイレ等の施設を提供することが期待されます。

4. 環境

4.1 環境関連法令の遵守

- ◆ 事業活動に対して適用される環境関連の法令を遵守しなければなりません。

4.2 温室効果ガス削減の推進

- ◆ 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を把握する体制を整備することが望まれます。
- ◆ 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量削減に向けた取組を実施することが期待されます。
- ◆ エネルギーを効率的に使用する省エネルギーと、環境負荷の低いエネルギーの使用を推進することが期待されます。

4.3 廃棄物の適正管理

- ◆ 廃棄物について適用される関連法令を遵守し、全ての廃棄物の管理、処分を適正に行わなければなりません。
- ◆ 廃棄物の発生量を把握する体制を整備することが望まれます。
- ◆ 廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化を推進し、循環型経済に貢献することが望まれます。

4.4 有害物質の適正管理

- ◆ 事業活動において人体や環境に対して悪影響を与える物質を取り扱う場合、適用される関連法令を遵守のうえ、管理、使用、処分を厳重に行い、人体への悪影響の防止や大気及び土壌汚染の発生防止に取り組まなければなりません。

4.5 水資源の適正管理

- ◆ 水使用量の削減に取り組み、水資源の保全に貢献することが期待されます。
- ◆ 水の取水、排水を適切に管理することが期待されます。

4.6 生物多様性の尊重

- ◆ 生物多様性の保全に配慮することが期待されます。

5. 商品・サービスの品質

5.1 安全性の確保

- ◆ 供給する商品、サービスは、法令等が定める安全基準及び当社が契約等に基づき定める基準を満たさなければなりません。
- ◆ 供給する商品、サービスの安全性を確保する体制を整備しなければなりません。

5.2 品質管理と品質保証

- ◆ 供給する商品、サービスについて、適切な品質管理及び品質保証を行い、当社との契約において品質水準に関する合意がある場合、これを遵守しなければなりません。

6. マネジメント

6.1 継続的な管理体制の整備

- ◆ 本指針の内容を継続的に遵守するために、本指針に定める各項目について計画、実行、評価、改善（PDCA）を実施できる管理体制を整備することが望まれます。

6.2 サプライチェーン全体への展開、共有

- ◆ 本指針の内容をサプライチェーン全体において展開、共有することが期待されます。

6.3 事業継続

- ◆ 自然災害や事故等の緊急事態においても、事業活動を継続させ、又は一時中断した場合であっても早期復旧できるように、事業継続計画（BCP）を策定する等必要な対策を講じることが期待されます。

2025年3月制定